

第 15 類 動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう

注

- 1 この類には、次の物品を含まない。
 - (a) 第 02.09 項の豚又は家きんの脂肪
 - (b) カカオ脂（第 18.04 項参照）
 - (c) 調製食料品（第 04.05 項の物品の含有量が全重量の 15% を超えるものに限る。主として第 21 類に属する。）
 - (d) 獣脂かす（第 23.01 項参照）及び第 23.04 項から第 23.06 項までの油かす
 - (e) 脂肪酸、調製ろう、医薬品、ペイント、ワニス、せつけん、調製香料、化粧品類、硫酸化油その他の第 6 部の物品
 - (f) 油から製造したファクチス（第 40.02 項参照）
- 2 第 15.09 項には、オリーブから溶剤抽出により得た油を含まない（第 15.10 項参照）。
- 3 第 15.18 項には、単に変性した油脂及びその分別物を含まないものとし、これらの物品は、変性していない油脂及びその分別物が属する項に属する。
- 4 ソープストック、油さい、ステアリンピッチ、グリセリンピッチ及びウールグリースの残留物は、第 15.22 項に属する。

号注

- 1 第 1514.11 号及び第 1514.19 号において「菜種油（低エルカ酸のもの）」とは、エルカ酸が全重量の 2% 未満の不揮発性油をいう。

備考

- 1 第 15.18 項において「脱水」とは、油を構成するヒドロキシ脂肪酸の水酸基を除くことをいう。